

## ★登録できる商品の審査基準

### ①大竹を意識させる特色が明確にある商品であること

次の例のように大竹と関係性が高い商品であることが説明できる要素が必要となります。

#### (事例)

長年市内で販売され大竹の商品としての知名度が高い商品▼大竹で作られた農水産物等の材料を使った商品▼市内で生産、栽培や養殖されている商品▼「大竹」、「蛇喰磬」、「亀居城」、「弥栄」、「三倉岳」や「阿多田島」等の市内の地名等が名称に含まれている商品▼創業から50年以上を市内で事業を行ってきた事業者の商品

### ②複数年販売されている又は複数年販売されると見込まれるもの

大竹の商品を広く周知し、大竹生まれ商品を多くの人に買っていただくことで、市内経済の活性化を図ることが目的ですので、期間限定ではなく通常販売されていること又は登録の有効期間内に通常販売される見込みがあることが必要です。

### ③次のアからウのいずれかに該当すること

ア. 市内で生産されたもの。

市内で材料を加工する等して完成品を生産していることが、必要です。なお、『ウの（該当しない加工又は製造の例）』にあるような場合は該当しません。

イ. 市内で原材料の主要な部分が生産されたもの。

当該原材料が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断します。

#### (認められる例)

市内で生産された牛乳や果物を100%使用して市外で製造されたジェラート▼市内で生産された酒米を100%使用して、市外において醸造した地酒▼市内の事業者が100%自社で栽培したリンゴを使用して、市外の工場で加工したリンゴジュース▼原材料の柑橘のうち9割以上を市内で生産された柑橘を使用したジュース

#### (認められない例)

製造に用いる牛乳のうち市内で生産された牛乳を約1割使用した、市外製造のアイスクリーム▼市内で生産された醤油・ポン酢を使用した、市外で加工されたもつ鍋・水炊き▼スチール缶の原材料となる鉄を市内で製造し、そのスチール缶を使用したビール

ウ. 市内で製造や加工などの主要な部分が行われ付加価値が生じているもの。

実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない次の場合は、この要件に該当しません。

#### (該当しない加工又は製造の例)

輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作▼単なる切断・選別・瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること▼改装▼仕分け▼製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること▼単なる混合▼単なる部分品の組立て及びセットにすること